

「陸上防災等業務委託」取引資格申請要領

JERAグループ

代表企業：株式会社JERA

構成企業(当基地担当)：秋田石油備蓄株式会社

秋田石油備蓄株式会社が発注する秋田国家石油備蓄基地における「陸上防災等業務委託」に係る取引を希望する方は、下記の要領により「取引資格申請書」を提出して下さい。

記

1. 取引資格の基準について

取引資格は、以下の審査基準に合致している者を認定するものとします。

(1) 審査基準

- ①「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に抵触しない又は抵触する可能性のない者。
- ③経営状態が著しく不健全であると認められない者、かつ、人権問題や環境問題、情報セキュリティに関する不祥事により社会に悪影響を与えたと認められない者。
- ④提出した取引資格申請書等に虚偽の記載、重要な事実についての記載漏れのない者。
- ⑤大規模原油取扱設備に関する消防・防災の技術・技能を有しており、当基地の自衛防災隊組織の中核防災隊としての役割を担えること。
- ⑥地中タンク基地固有の設備及びその立地状況、防災方針、安全ルール、防災技術に係る標準等の基本事項に基づく防災管理を十分理解していること。
- ⑦警備業法の認定を受けていること。
- ⑧消防法に定める第4類の危険物を取り扱う施設で、かつ石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所で陸上防災業務(災害時の防災活動等)及び警備業務等の実績を有すること。
- ⑨3直1交替(24時間勤務/直)であり、定員は10名/直を確保するものとする。また、当直者は次の有資格者を配置でき、かつその配置名簿を提出できること。なお、委託業務の実施に関し、当直者以外に予め責任者1名及び現場管理者1名を定めることができること。
 - ア. 7名以上/直の大型自動車免許の有資格者
 - イ. 7名以上/直の危険物取扱者(乙種4類)以上の有資格者
 - ウ. 2名以上/直の第3級陸上特殊無線技士以上の有資格者
 - エ. 2名以上/直の消防設備士(乙種6類)の有資格者
 - オ. 1名以上/直の警備員指導教育責任者1号の有資格者
 - カ. 3名以上/直の酸欠・硫化水素危険作業主任者の有資格者
 - キ. 3名以上/直のフォークリフト免許(技能講習修了者)取得者
- ⑩大容量泡放射システムに関する実務技能を有し、タンク火災時に即時対応ができること。
- ⑪当基地において、緊急時(自衛防災隊の発動が発せられた場合等)に石油コンビナート等災害防止法の定める防災要員11名に加え、入出門管理業務等を行う法定外防災要員1名の計12名を配置できるか、それらの防災要員が概ね10分以内に災害現場に到着できる

こと。なお、12名のうち、2名は宿日直及び駆け付けでの対応を認めるものとし、上限は1名ずつまでとする。

2. 資格認定の有効期限

「取引資格審査結果通知書」の発行日から翌々年度末(最長3年)まで。

3. 資格認定の取消しについて

次の各号のうち、一つでも該当することが認められた場合は資格認定を取消します。

- (1) 審査基準を偽り又は不正な手段により、取引資格の認定を受けたと認められる場合
- (2) 有資格者から廃業等の届け出があったとき又は取引資格の辞退の申し出があった場合
- (3) 契約の履行にあたり、著しく適正を欠く行為があった場合
- (4) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった場合
- (5) 契約履行成績が不良であると認めた場合
- (6) 審査基準に該当しなくなった場合

4. 取引資格申請書の提出について

(1) 提出書類(PDF等のスキャンデータ)

添付「取引資格申請書」及び提出書類一覧表に記載している書類

※提出書類の取得又は作成にかかる費用はすべて申請者の負担となります。

※ホームページ掲載の「取引資格申請における提出書類の様式」をご使用ください。

(2) 提出方法

- ① 提出書類をPDF等にスキャンデータ化し、電子メールに添付のうえ送信ください。(提出書類本紙の郵送は必要ありません。)
- ② インターネット環境により大容量データが送信できない場合は、ご相談ください。
- ③ インターネット環境がない場合で書類の郵送等で申請されたい場合は別途お問い合わせください。

(3) 申請の受付

随時受付します。

(4) 受付窓口(秋田石油備蓄株式会社 契約窓口)

送信先メールアドレス:akibi-keiyaku-ml@jera.co.jp

お問い合わせ:電話番号 070-7783-5089

5. 結果通知

- (1) 受付後、資格審査を行い、取引資格が認められた場合「取引資格認定通知書」をメールにて送付し、通知といたします。なお、「取引資格認定通知書」の発行日から有効となるため参加を希望する取引に間に合わない場合があります。

(添付書類)

1. 提出書類一覧表

以 上

(添付資料)

提出書類一覧表

書類名		備考
(1)	取引資格申請書	※PDFデータ化し送付ください。
(2)	印鑑証明書(代表者印) もしくは 履歴事項全部証明書	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(3)	財務諸表 【法人の場合】 (直前3年間の事業年度分) ア. 貸借対照表 イ. 損益計算書 【個人の場合】 上記に類する書類(確定申告書等)	※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(4)	未納税額のないことを証明する納税証明書	【法人の場合】 納税証明書その3の3 「法人税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。 【個人の場合】 納税証明書その3の2 「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用 ※スキャンデータ化して写しを送付ください。
(5)	陸上防災業務(災害時の防災活動等)及び警備業務等の実績	※PDFデータ化し送付ください。
(6)	有資格技術者の主要資格等	※PDFデータ化し送付ください。
(7)	1. (1)⑤ないし⑪を証明するもの	※スキャンデータ化して写しを送付ください。